

## 香取広域市町村圏事務組合職員安全衛生管理規程

平成18年3月27日

訓令第32号

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき職場における職員の安全及び衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する香取広域市町村圏事務組合の職員をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長（事務局にあっては事務局長、消防本部にあっては総務課長、消防署にあっては署長をいう。以下同じ。）は、法に定める労働災害の防止のための最低基準を守り、かつ、良好な職場環境を維持することにより、職員の安全と健康の確保に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、所属長その他の安全衛生の業務に携わる者がこの訓令に基づき実施する安全及び健康を確保するための措置に従わなければならない。

(衛生管理者等の設置)

第5条 法に基づき職員の安全及び衛生について管理し、必要な措置を講ずるため、次に掲げる者を置く。

- (1) 衛生管理者
- (2) 安全衛生推進者
- (3) 衛生推進者

2 前項各号に掲げる者は、職員のうちから、管理者が任命する。

(衛生管理者の業務)

第6条 衛生管理者は、次に掲げる業務を管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための研修の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関することで衛生に係ること。

- 2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回事業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生推進者等の業務)

第7条 安全衛生推進者は、次に掲げる業務を担当する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全及び衛生のための研修の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他労働災害を防止するため必要な業務に関すること。

- 2 衛生推進者は、前項各号のうち衛生に係る業務を担当する。

- 3 安全衛生推進者及び衛生推進者は、少なくとも毎週1回事業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(安全衛生推進者及び衛生推進者の氏名の周知)

第8条 管理者は、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任したときは、その者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。

(産業医の設置)

第9条 職員の健康管理について必要な措置を講ずるため、産業医を置く。

- 2 産業医は、医師のうちから、管理者が委嘱する。

(産業医)

第10条 産業医は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 職員の衛生のための研修その他健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。

- 2 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、医学的立場から管理者に対して勧告し、衛生管理者に対し指導及び助言することができる。

- 3 産業医は、第1項に規定する職務を管理するため、少なくとも毎月1回担当する事業場を巡視し、調査するものとする。

(作業主任者)

第11条 次の作業場に、作業主任者を置くものとする。

- (1) ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業場
- (2) 酸素欠乏の危険場所における作業場
- (3) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するための管理を特に必要とする作業場

2 作業主任者は、前項各号の作業に従事する職員の指導その他の事項を行う。

（衛生委員会の設置）

第12条 法第18条第1項の規定により、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）

第13条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事業場の安全衛生管理担当課等の長
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 事業場の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから管理者が指名した者

（委員会の業務）

第14条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（会議）

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、第13条第1項第1号に規定する者が招集し、その議長となる。

2 会議は、毎月1回以上開催する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、管理者の定める機関において処理する。

(健康診断)

第17条 職員は、管理者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、職員がこれに相当する健康診断を受け、その結果を証する書面を提出した場合は、この限りでない。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。